

平成30年 第9回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	平成30年10月22日(月) 午後2時00分
2. 場 所	峰行政サービスセンター2階 第4会議室
3. 出席委員	吉野委員、佐伯委員、一宮委員、斉藤委員
4. 出席者	永留教育長、須川教育部長、八島次長兼教育総務課長、中島学校教育課長、庄司生涯学習課長、小島文化財課長
5. 会議書記	阿比留課長補佐
6. 閉会日時	平成30年10月22日(月) 午後3時09分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第25号 対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例
日程第 5	報告第12号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第 6	その他

永留教育長	<p>ただいまから平成30年第9回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、佐伯委員さん及び一宮委員さんを指名します。よろしくお祈いします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は本日、一日にしたいと思ひます。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって、会期は、本日、10月22日の一日といたします。会議運営につきまして、御協力をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをお願いします。</p> <p>10月の2日に中学校体育大会駅伝競走大会が峰陸上競技場を発着点として行われました。結果としましては、男子は1位が豊玉中、2位が北中、女子の1位が鶏知中、2位が東部中でした。県大会が11月8日に諫早で行われます。</p> <p>3日に巖原町の小体会を入れていますが、4日に美津島町の小体会、12日に上対馬、上県町の小体会が行われております。私は3日の巖原町の小体会に参加させていただきました。</p> <p>9日に長崎大学篠崎教授来訪と書いてありますが、元対馬の南陽小で校長をしてありました篠崎先生が今長崎大学で教授をしてありまして、教職大学院の案内について説明に見えられました。</p> <p>13日に教育県長崎振興大会が交流センターで行われました。約550名の参加をいただいております。シンポジウムが「豊かな心を身につけたつしまっ子を育むための学校・家庭・地域の役割と連携」というテーマで行われました。そのコーディネーターを務めましたけれども、テーマに迫られたかどうかは自信がありませんが、コーディネーターの役割を果たさせていただきました。</p> <p>14日に国境サイクリングIN対馬が開催されましたが、昨年度に続いて2回目の開催です。50名ほどの参加でありましたが、参加者がもう少し増えればなと思っております。</p> <p>15日、18日、19日に教育長のミニ訪問を行っております。記入はしてありませんけれども、19日に久田中と巖原中にも訪問をしてきました。合計14校回っております。</p> <p>20日に万葉文化交流祭が行われました。対馬市と滋賀県の大津市の間での万葉文</p>

	<p>化交流祭で、越（こし）大津市長も見えられました。テーマが「防人の島、対馬と近江の都大津京、時空を超えた万葉文化交流祭」ということでした。第1部が記念講演、第2部が万葉の歌会ということでプロの歌手が万葉歌を曲をつけて歌ってくださいました。万葉集の中に、対馬で歌われた歌が21首あるんだそうです。そのほとんどを紹介してくださいました。鶏知中の生徒もこの万葉歌を歌いまして、非常に好評を得ておりました。</p> <p>以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第25号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
八島課長	<p>議案第25号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」について、提案理由とその内容を説明いたします。今回の条例改正は旧対馬市立久原小学校の学校施設、教職員住宅等を教育財産から普通財産へ移管したことにより、条例から削除しようとするものです。旧久原小学校教職員住宅は平成24年3月の閉校後、教職員は入居していません。今後も入居の見込みがないことから、本年4月に市長部局へ財産管理移管手続きが終わっております。内容は5ページからの新旧対照表で説明いたします。旧久原小学校には教職員住宅が4棟7世帯ありました。表中右側の変更と書いてある中で8ページの番号69番、71番、76番、85番の教職員住宅を普通財産へ移管したことにより、教職員住宅管理及び使用料条例から削除するものです。それによりまして、教職員住宅は条例上112棟となります。4ページに附則として、改正後の条例の施行期日を公布の日から施行としております。以上で説明を終わります。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので、審議方よろしくをお願いします。質疑等はありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>移管した4棟につきましては、生活ができる状況なんでしょうか。</p>
八島課長	<p>現在一般の方が入居している住宅もございます。入居に適していないものも一部にはありますが、一般の方が住んでいるところも混ざっております。教職員がもう入居しないということで教育委員会の管理から外しております。</p>
一宮委員	<p>4棟中、一般の方向何棟入っているのでしょうか。</p>
八島課長	<p>現在は2棟です。</p>
永留教育長	<p>ほかにもありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>ほかにも住まわれていない所がたくさんあると思うんですけども、今後の移管の予定はどのような計画なのでしょうか。</p>
八島課長	<p>基本的には統廃合された学校について、順次教職員の入居がない場合は普通財</p>

	産へ移管する形にはしているんですけども、市長部局も受け入れ態勢がすぐには出来ない状況にありまして、随時やっぺいこうかなという形で少しずつ進めております。
永留教育長	ほかにありませんでしょうか。 ないようでしたら、これから議案第25号を採決します。お諮りします。議案第25号「対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決定することで異議ありませんか。
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	「異議なし」と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。 続きまして、日程第5、報告第12号「要保護及び準要保護の児童生徒の認定について」の報告を行います。事務局から報告をお願いします。
中島課長	「要保護及び重要保護児童生徒の認定について」ご説明をいたします。資料は11ページから14ページでございます。今回は14ページにありますけれども、中学校において準要保護2名の新規認定を行っております。該当者及び認定理由等の詳細は別添資料のとおりでございます。以上報告をいたします。
永留教育長	報告が終わりましたが、この件に関して質疑等ありませんでしょうか。質疑等ないようですから、報告第12号「要保護及び準要保護児童生徒に認定について」の報告は終了いたします。 続きまして、日程第6「その他」の事項に移ります。まず初めに各課の事業予定について報告させていただきたいと思っております。お手元に11月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。
教育総務課 (八島課長)	6日に浅海中学校の統廃合の地区説明会を予定しております。7日に「おしえて市役所さん」ということでCATVの収録がございます。内容としましては、酒井豊育英資金の周知や募集のための収録を行うこととしております。 9日に長崎県教育委員会連絡協議会研究大会が大村市で開催されます。また、対馬高校の離島留学生ホームステイ補助金についての監査を監査事務局から受けることになっております。対馬市幹部職員研修会もこの日に開催される予定となっております。 15、16日で長崎県都市教育長協議会が対馬市で開催されます。 29日が第10回教育委員会会議及び延期となっております総合教育会議が開催される予定となっております。 月間業務としまして、15、16日開催の長崎県都市教育長協議会の開催準備や平成31年度の当初予算要求事務について行います。また、国の30年度補正予算におきまして、小中学校幼稚園に対する空調機の設置に対する予算やブロッ

	<p>ク塀の改修にかかる予算の計上がなされる予定となっており、本年度限りでの補助制度が創設される模様です。現時点では決定事項ではありませんが、教育委員会としても小中学校幼稚園の普通教室にエアコンを設置できるように準備を行います。また、ブロック塀の改修が必要な学校もございますので、その分についても補助金の要求事務やその他準備事務を行うこととしております。以上です。</p>
永留教育長	<p>次、学校教育課。</p>
学校教育課 (中島 課長)	<p>1日が定例の校長会でございます。それと、特別支援連携協議会の実務者会議が行われます。そのほか就学時発達検査が行われます。</p> <p>2日が佐須奈小中学校の研究発表会です。これは学力向上に関する研究の本発表、2年目でございます。6日が第4回の園長会です。また、教育総務課が主に担当されていますが、浅海中の統合説明会です。</p> <p>7日がICT教育推進地区別研修会、これは県教委の主催です。</p> <p>おなじく7日に、就学時健康診断が、各地区順番に行っていますけれども、この日は乙宮へき地保育所です。</p> <p>8日が仁位へき地保育所と豊玉南保育所です。14日が比田勝こども園の研究発表会です。こども園と幼稚園がローテーションで研究発表を行っておりますけれども、比田勝こども園が2年研究の2年目、本発表でございます。</p> <p>15日初任研、教科研修が巖原北小学校であります。16日が豊小学校の研究発表会です。これは3年研究の2年目、中間発表でございます。複式教育に関する研究です。</p> <p>19日は第2回保健主事部会、20日が教頭研修会、今月11月は定例の教頭会はございません。この研修会1回のみが教頭先生方がお集まりいただく機会です。</p> <p>21日、C oと書いてあるのはコーディネーターの略です。対馬地区特別支援教育コーディネーターの研修会です。中体連の研究部会もこの日にございます。学力向上に係る学校訪問ということで巖原小学校と巖原中学校に県教委から担当者が2名来られて市教委の担当者と一緒に学校訪問をする予定です。</p> <p>22日が校長研修会です。26日が目標管理に伴う中間面談、27日までの2日間の日程で校長先生と面談を実施予定です。</p> <p>同じく27日に教務主任の研修会を予定しています。28日が中学校教科指導法改善研修会、これは年度ごとに教科を持ち回りで行っていますが、国語について行います。28日、同じく教育研究会の体育部会が予定されております。</p> <p>29日が生活指導主任・生徒指導主事の研修会です。30日が久田中学校の研究発表会で、これは学力向上に関するもので3年研究の2年目、中間発表でございます。以上でございます。</p>

永留教育長	次、生涯学習課お願いします。
生涯学習課 (庄司課長)	<p>3日から4日にかけて、峰町を除く5町で文化の日に伴う文化展示及び文化発表会が開催されます。委員の皆さまにもお近くの会場に足をお運びいただければ幸いです。</p> <p>3日の午前中に、豊玉町少年の意見発表大会が開催されます。午後から峰町の少年の主張大会が開催されます。同じく3日に巖原町の駅伝大会が豆殿から佐須経由の巖原までの全9区間で開催されます。</p> <p>10日に上対馬町ロードレース大会が開催されます。観光バスの増加により事故回避のために、今年度から上対馬総合運動公園にメイン会場が変更されております。</p> <p>11日には、みつしま駅伝大会が鶏知の市街地周回コースで開催されます。</p> <p>14から17日にかけて、わくわく体験広場みねの舎を開催します。この事業は東小学校と西小学校の子どもたちを対象に青年の家にて通学合宿を行います。</p> <p>25日には峰ファミリーマラソン、東小学校を会場に開催いたします。同日、美津島町少年の主張大会及び中学生英語発表会が美津島文化会館で開催されます。</p> <p>以上でございます。</p>
永留教育長	次、文化財課お願いします。
文化財課 (小島課長)	<p>9日に対馬藩主宗家墓所等保存整備委員会を開催します。今年度の保存整備事業の状況報告や次期整備計画等について協議をしていただく予定としております。</p> <p>10日に巖原町市街地所在史跡群整備完了記念シンポジウムを開催いたします。宗家墓所、清水山城跡、金石城跡の国指定3史跡を旧金石城庭園一名勝の第一期整備が完了したこと、それをまちづくりにどう活かしていくかを市民にお考えいただく契機となるよう企画したものです。</p> <p>12日に赤米サミットが岡山県総社市で開催され、市長、赤米行事保存会の皆さん、文化財課職員が参加する予定です。15日に古代山城サミットが福岡県大野城市で開催され、副市長と文化財課職員が参加する予定としております。</p> <p>16日は長崎県都市教育長会で現地視察が予定されておりました、本課職員が金田城跡をご案内する予定です。</p> <p>21日は南小学校の3、4年生7名が豊玉郷土館を見学したいということですので本課職員が説明に出て対応する予定です。同じく21日に対州馬天然記念物指定専門部会を開催いたします。今回は会議に合わせて目保呂ダム馬事公園で対州馬を実際に見ていただき、今の状況、飼育状況等を確認していただく予定としております。</p>

	<p>25日第28回対馬島郷土芸能発表大会が開催されます。場所は対馬市交流センターです。29日から30日にかけて文化庁の調査官が来市されます。上対馬町のヒトツバタゴ自生地等で現地指導をお願いする予定です。</p> <p>月間業務といたしましては、前半は厳原市街地所在史跡群整備完了記念シンポジウムの準備、後半は26日から30日にかけて会計検査が入るということで資料作成等の対応に入ります。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して何か質問ありませんでしょうか。</p>
齋藤委員	<p>上対馬町ロードレース大会について、年々レンタカーや観光バスが増えている中で、上対馬総合運動公園でやるのは仕様がなにかと思っております。その時、コースの横に川があるので選手が落ちないように注意とご配慮をお願いしたいと思っております。</p>
庄司課長	<p>上対馬の支援担当者に伝えて、万全の態勢を取るよう伝えたいと思います。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
小島課長	<p>「厳原の史跡からまちづくりを考える」というサブタイトルで厳原市街地所在史跡群整備完了シンポジウムを、11月10日対馬市交流センターを会場に開催させていただき予定です。この整備委員会の委員長であります、西谷先生のご講演、当日は文化庁からも主任調査官がおいでいただくということで講話をしていただく予定です。その後「史跡の保存と活用への期待とまちづくりへの展開」ということでパネルディスカッションを行った後、コースを3つに分けて現地見学会を予定しております。Aコースが清水山城一周コース、Bコースが対馬藩主宗家墓所と万松院、それから居城庭園コースということで庭園も含め金石城跡をCコースという形で実施する予定としております。あちこちにお声がけはしておりますけれども、集客が厳しい状況でございますので委員の皆さんにもお時間ある方はぜひ参加していただければなと思っております。よろしく願いいたします。</p>
永留教育長	<p>ほかにご質問等ありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>日曜日ではなくて土曜日の開催というのが。土曜だと逆に集まるのが難しい。すばらしいのにもったいないなと思いました。</p>
小島課長	<p>日曜日だとほかの行事と重なる可能性が高くなりまして土曜の開催になりました。</p>
永留教育長	<p>ないようでしたら、次に進みたいと思います。事務局から「その他」の事項ありませんでしょうか。</p>
中島課長	<p>対馬市教育支援センター設置要綱(案)という資料をお配りしております。この関連について説明を差し上げます。現在対馬市では、長期間学校に登校できない</p>

児童生徒、そして社会に適応できない青少年に対し、フリースペースみちしるべにおいて個々の状況に応じた適切な相談や指導、援助をしていただいております。この施設は平成16年度に設立以来、対馬市の不登校の子どもたちの居場所として重要な役割を果たして頂いております。市教委との連携は平成22年度から始まり、この年から適応指導教室として位置づけ、児童生徒は学校への復帰を目的としてこの施設を利用する場合は出席扱いとしております。また、定期的に市教委の担当者が運営委員会に出席するなどして情報交換も行っているところです。このみちしるべは、現在市の補助金と利用者の年会費で運営されております。昨年度までは全体としての活動は、毎週水曜日の1回、本年度は週3回活動をしていただいております。

昨年12月の市議会第4回定例会において、この補助金の増額の必要性に関する質問がございました。その際、市としては今後ボランティアスタッフの負担が大きくなっている現状等を踏まえ、公的な適応指導教室の設立や運営を支えて下さる方の募集なども視野に入れ、検討をしてみたいと答弁をしております。なお、平成28年12月に施行された教育機会確保法においても、不登校児童生徒が在籍する学校への支援や学習支援を行う教育施設の設備等が国や地方公共団体の努力義務とされております。このような状況に鑑み、みちしるべを公的な施設として位置づけ、運営をしていきたいと考えております。本日はその設置要綱と指導員に関する要綱の案を用意しております。これに対して簡単に説明を差し上げますので皆さまからご意見を頂戴したいと考えております。

最初の3枚が設置要綱の案でございます。第1条が先ほど申しましたことも含め、設置の目的、この中には学校適応や学校復帰及び社会的自立のための相談、適応指導に加え学習指導も加えております。児童生徒だけではなく、社会に適応できない青少年も含めております。第2条が業務です。これはすでに運営をしております他の公的機関の業務を参考に挙げさせていただいております。第3条が名称と位置ですけれども、これまでどおりの位置で、名称は「教育支援センター」と、これまでの愛称「みちしるべ」を付けております。第4条が対象者と定員です。対象者については先ほど申し上げましたとおり児童生徒と青少年も含めております。青少年に関しては、18歳未満としております。第5条が開所日と時間です。月曜日から金曜日までを想定しております。ただし、当分の間は月曜、水曜、金曜の3日間としております。6条はセンターの休日です。これは土曜、日曜、祝日、そして学校管理規則に規定してあります学校の休業日、主に長期休業日となると思います。第7条が職員としてセンターにはセンター長と指導員を置く、としております。その職務ですけれども、第8条にセンター長は学校教育課長が兼任、そしてセンターを統括し所属職員及び指導業務を指揮監督する、としております。指導員はセンター長の命を受け、指導業務と施設の運営にあたるとしてお

ります。第9条が服務です。第10条は通所にあたってですけれども、通所方法と往復途上の安全確保については、保護者の責任において行う。第2項に小学生及び中学生でセンターに通所した日は、指導要録において出席扱いとする。第11条、入所の手続については、小中学生については在籍する学校の校長先生を通じて教育委員会に提出をしていただく。青少年に関しては、保護者が直接教育委員会に入所願を提出する。第12条はその入所の決定にあたり、決定した場合は、小中学生は校長先生を通じて保護者に知らせる。少年の場合は、直接教育長から保護者に通知するとしております。第13条は退所の場合も同様、小中学生は学校の校長先生を通じて退所の手続きや決定のお知らせをすることになります。第15条が事故の対応です。センターの管理下において、児童生徒に事故が発生した場合は、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度を適用いたします。ただし、青少年の事故については原則として自己責任とする。これについては今後適用できる保険がないかについて検討してまいりたいと考えております。第16条はこれに定めるもののほか、必要な事項については別に定めるとしております。その次がセンターの指導員に関する案でございます。第1条が趣旨でございます。第2条が任命で、指導員は次に掲げる要件に該当する者のうちから対馬市教育委員会が任命をする。教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者、そのほか教育長が特に適当と認める者としております。身分は対馬市嘱託職員管理要綱第2条第1項に定める嘱託職員とする。したがって、年休等規定についてはこの嘱託職員と同じものが適用されることとなります。第4条が履歴調書等についてです。次に掲げる書類を教育委員会に提出していただきます。履歴調書、その他教育委員会が必要と認める書類。2項については変更があった場合にはその旨を届けなければならないとしております。任期はほかの嘱託職員と同様、1年以内とします。ただし、再任を妨げない、としております。第6条の職務ですけれども、これは支援センターの業務と関係が深いものですが、指導員はこの4つの職務を主に想定しております。不登校の児童及び生徒並びにその保護者の指導、支援及び教育相談に関すること。在籍校への復帰や自立を図るための適応指導に関すること。関係機関との連携に関すること。その他学校教育課長が指示する事項に関すること。第7条が遵守事項として3つ挙げております。電話での対応及び来所者へ対応は、適宜適切に行うこと。緊急を要する場合については、関係機関等への連絡を迅速に行うこと。関係法令を遵守し、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従うこと。第2項は秘密の保持でございます。第8条は週休日と勤務時間です。これについては、土曜日と日曜日は週休日、勤務時間は8時45分から午後5時30分を想定しております。指導員の勤務についてですけれども、当分の間、先ほど申し上げましたとおり、月曜、水曜、金曜日はセンターでの入所者の指導、火曜と木曜日については事務の処理や教育相談、家庭訪問等が今想定している業務

	<p>です。以上簡単にご説明申し上げましたが、何かございましたらよろしくお願ひいたします。</p>
永留教育長	<p>教育支援センターの設置に関して、設置要綱と指導員に関する要綱、今説明をしていただきましたが、まだ最終決定ではありませんので教育委員の皆さんのご意見等を聞いて最終的にまとめ上げたいと思っております。どなたか質疑ありませんでしょうか。</p>
佐伯委員	<p>指導員に関する要綱の第8条、週休日ということですが土曜日も日曜日も週休日で、週休日を2日設けられるということなんですが、非番週休という形で運用する場合と、週休日が2日という場合で運用する場合と違いが出てくるかと思ひます。公務員で言うと土曜日は非番日、特に割り振る必要がある場合には非番に勤務をさせるということもあろうかと思ひますし、もしくは週休日、日曜日に勤務をさせる場合もあろうかと思ひますけれども、その辺りが労働基準法との絡みが出てくる可能性もあるのかないのか、もしくは内部規定等で管理するのか、ご確認だけお願ひできればと思ひます。</p>
中島課長	<p>これについては、第3条の中に囑託職員の管理要綱がございます。この中にこのケース等もうたわれていると思ひます。これについては記載はなくてもいい項目かなと気づいたんですけれども、今ご指摘いただいた週休日については、学校が土曜日と日曜日が週休日と位置付けられているため合わせたのですが、その辺りについては検討させていただきたいと思ひます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>第4条、児童生徒につきましては入所の対象者は不登校状態であるということとはわかります。18歳未満の青少年というのは、保護者が希望し～、とあるがどういふふうなことなのかが1点。第5条、当分の間は月水金～とあるんですけれども、当分の間というのはどのくらいなのかが2点目。第8条、職務につきまして、センター長は学校教育課長が兼任～とあるんですけれども職務の過重負担にならないのか、行き届くのかという不安があります。指導員に関する要綱で、現在何名でみちしるべを運営していて、今どういふ状況で、今後は何名の方の任用を考えて運営していこうと思ひているのかということを含めて、第9条の「当分の間」という言葉も気になります。</p>
中島課長	<p>どんな青少年かということですが、第1条に再度うたう必要があるのかなと思ひますが、社会に適応できない青少年になります。この社会に適応できないという意味をどういふたいこむかということは今後検討しないといけないと思ひます。</p> <p>当分の間ということについては、現在本年度はご担当者の先生のご努力で週3回という対応をしていただいているところがございますけれども、まず開設初年度にあたっては、ゆくゆくは可能であれば毎日という対応が理想かと思ひますが、</p>

	<p>運営がスムーズにいくというところまでは、長くても2, 3年と考えております。月水金でこの運営状況进行评估しながら改善、場合によっては回数を増やしていくということが必要ではないかと考えております。</p> <p>第8条のセンター長については、公的な施設となる以上、長については課長クラスの者が長を務めないと対外的にも位置づけとしておかしいのではないかとということで、センター長としては今学校教育課長としておりますけれども、給食調理場については、その存在場所によって地区教育事務所長がされていたり、学校教育課長がしていたりということがございますので、これについても検討課題ではございますけれども、現時点で案としては学校教育課長を想定しております。ほかの市町を見ても、ここに学校教育課長を位置付けている市町もございました。</p> <p>センター長と指導員のことを聞かれていますけれども、現在もボランティアの方に助けていただいている状況でございます。これについても引き続き、公的な施設になったとしてもそういう方々のお手伝いをお願いしないといけない状況は続くものと思われま。センター長に加え指導員だけでは対応できないことも増えてくると思います。文科省が作っているセンターの運営指針というのがございまして、10名の児童生徒に対して2名の指導員というガイドラインが示されているんです。これは必ずということではないんですけれども、それが基準として示されております。これを参考にしながら、常勤の指導員は1人ですけれども、それに値するようなボランティアスタッフの支援をお願いしないといけないと考えております。そのための予算の獲得にも努めたいと思っております。</p> <p>最後に要綱に関して、現在10名から15名の範囲で増減しているようですが、ここを利用している児童生徒、青少年合計するとその人数がおるようです。それに加えて中心となって指導しておられる先生、そしてそれを支えていただいている先生、主にお2人ですが、そしてボランティアの方ということで助けていただいている状況です。ですから、これは案としてお示ししていますけれども、実際の運営にあたっては、ボランティアにどのように勤めていたかという細かいところについては、下に勤務イメージを作っております。例えば入所者の指導をしていただくときにはそこにボランティアの方に多めに入ってもらいと。週3回の状態では火曜日と木曜日は1人でもいいのかなと。曜日ごとに割り振るという計画も必要になってくると考えております。</p>
一宮委員	<p>ありがとうございます、センター長の位置づけは十分理解できました。</p> <p>常勤の方が2名いるということですが、イメージ的に、長がそこにおいて全体を把握して、しかも対馬の不登校とかいろんなことを抱えている子どもさんたちがおいでになるので、その部分を今までの積み上げで移行するというのはいいことと思います。その部分を慎重にしていかないといけないと思いました。</p>

永留教育長	<p>フリースペースは週1日やってきて、しかも子どもたちの適応能力を高めるというように、主でいろいろな体験活動等を行っています。ただ、今度作る教育支援センターというのは、ゆくゆくは中心は学習で、学習権の保証なんです。それが教育機会確保法なんです。だから、急にそうしても不登校の子どもたちは来ないだろうから、今フリースペースから公的機関へのつなぎとしてこれまで関わってくださっていたボランティアスタッフの方の協力を得ながら、徐々に本来の目的である教育支援センターに導いていきたいなと考えております。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。教育委員さん方にも審議いただきご意見をお聞きしたということで、これにともなう予算確保を市長部局と詰めていかなければいけませんので、どんどんご意見を聞かせていただければと思います。</p>
一宮委員	<p>教育支援センターというのは長崎市内等の教育研究所にある形と同じように、ゆくゆくは適応指導教室という形にもっていきたいということでしょうか。</p>
中島課長	<p>イメージとしてはそうかもしれません。ただ、長崎市自体がまだこの設置要綱がないままに運営されているそうです。要するに平成28年の教育機会確保法、これを受けて各市町が正式に作る作らないで動いているところなんだそうです。これも既にできているところをだいたい参考にさせていただいています。</p>
一宮委員	<p>適応指導教室が進んでいるところは具体的にどこでしょうか。</p>
中島課長	<p>具体的には時津町が、今年途中からできています。</p>
一宮委員	<p>ボランティアスタッフという言葉は、実際なくなりますか。実際の運営でボランティアスタッフという言葉を使って（の要項設置）は、私としては気になります。</p>
中島課長	<p>呼び方については検討しないといけません。</p>
一宮委員	<p>ここで説明をされて意見を求められて、教育委員を通したとして、私たちの意見を出したわけではないのですが、今後予算も請求していかなければならないでしょうから、そこが気になります。</p>
佐伯委員	<p>私からもよいでしょうか。何年も前から学校に行けない子どもたちの対応をどうにかできないかということで折々お話をさせていただいたのですが、このようにしっかりと設置案を作っていただく、そして公的な予算立てもしていただくということで非常に大きな意義があらうかと思っております。市長部局も予算立て等非常に難しい面はあらうかと思いますが、大きな一歩と思っておりますので、是非実現できますようお願いいたします。</p>
永留教育長	<p>先ほど課長から説明がありましたけれども、当分の間月水金にしてあります。フリースペースで週1回だったものを、これにつなぐために今は、週3日、月水金でやってくださっています。将来的には毎日と思っています。人数が増えてきたりすると毎日開かなければならなくなるでしょうから、そうなった時には指導員1人では対応できない。その辺りの子どもたちの数との関係でまた将来的には指導員を増やしてい</p>

	かなければいけないだろうと思っております。
吉野委員	学校に復帰するのが将来の目的で、学校との交流とかそういうことまではまだ難しいですか。まず家を出て引きこもりから抜け出すというのがセンターとしての考え方でしょうか。
中島課長	いずれにしても、指導員と学校との連携は十分図っていかなければいけないと考えております。公的施設になることも含めてこれまで以上にしていけないといけません。ですから、火曜日とか木曜日は子どもたちが来ない日ですので、その日等を利用しての学校との連携というのは、例えば、学校に行っていただいて様子をお伝えいただくとかということが考えられるのではないかと思います。
永留教育長	今長崎県の中で13市の中で11カ所適応指導教室が設置されています。対馬市とあともう一つの市がやってないのですけれど。適応指導教室の目的は学校復帰です。今度の教育支援センターの目的は学校復帰が目的ではなくて、不登校になっている子どもたちの学習の権利を保障しているということです。学校復帰が抜けたわけではないですけれども、学校には行かなくてもいいと。学校に居場所がない子どもたちは居所として教育支援センターを活用して勉強していく、というのが今、日本の流れになっている。そこまで意識がある子どもなら不登校にならないかもしれませんけれども、こういう公的な機関を設置して子どもたちの支援ができればなと思って進めていきたいと思っております。
一宮委員	学校との連携ということで、学校への説明は、校長先生たちのご意見を伺ったりはしていないでしょうか。学校復帰が目的ではなくて、不登校時の学力保証ということにつきましても学校サイドとの連携もありますよね、集団から離れるわけですから。それに対する校長先生、学校サイドのご意見というのはどんなでしたでしょうか。
中島課長	校長会等で公的な施設に推移させていきたいということは教育長も述べられておりますので、校長先生方からこれについて疑問や質問をいただいた記憶はないんですけれども、実際には十分にご理解をいただけていない可能性もございますので、そこにつきましては今後も丁寧な説明が必要になってくると思います。
一宮委員	と申しますのは、今までは適応指導教室は学校復帰、集団に還すことですよね。今からの流れはそうではなく、不登校生徒をそのまま認めて、集団ではなく学習する場を与えて学力を保証するという流れに変わるということですね。そうになると子どもの教育に対する分岐点で、学校ということと別の場所ということによって方向性が違ってきますよね。その辺りを学校が十分理解したうえで、子どもの学びの場所はいろいろなところにあるんだということで連携をしていくという考え方をしておけばよいのですね。
中島課長	この法律が施行される時に、公布が12月だったんですけれども、不登校とか学習保証に関しては施行が2か月後の2月でした。もう1つこれに加えて教育機会確保法

	<p>の名前の主な由来になったかもしれませんが、義務教育を受けないままに学業年齢を満了している人たちもおられる。そういう人たちにも教育の機会を与えなければならない。この法律については12月に公布即施行だったんです。こちらの対応も将来的には必要になるかもしれませんが、対馬市ではその必要性はあまり高くないと考えています。だから、教育長が仰った、主に学校に来られない子どもたちへの指導とか学力の保証とかそれについて考えていかないといけない。その時にはテレビ等でも連日報道されていたんですけども、保護者が年間10万円も20万円も出して通わせているようなフリースクールもある。こういうところも登校日数に加えていいかどうか等、かなり報道がありました。結局それについては登校と扱わないとなりました。ただ、フリースクールの中でも教育委員会と学校との連携が十分にできている場合には、教育委員会が出席と認めてもいいということはそれまでどおりです。ですから、学校に通うことができない子どもたちがいることも頭に入れた対応をしないといけないとうたっているんです。学校に来られていない子どもたちに学力の保証をどうしていくかということが法律の中にあることであるんです。実際学校に来ていなくても、何らかの形で教育委員会としてはその子たちの学習の保証をしないといけない。そのための施設を作っていかななくてはいけないという状況になっているわけです。</p>
一宮委員	十分理解できました。ありがとうございます。
永留教育長	<p>教育支援センターの設置要綱については以上であげたいと思います。 別件で事務局からありませんか。ないようでしたら、委員さんから「その他」の事項でありませんか。</p>
齋藤委員	<p>昨日長崎県庁に行きまして、ボランティアの関係の団体が一堂に会してフェスがありまして、そこで対馬によく来ていただいている藤田直子さんという方で、ちぎり絵という教室をボランティアでされている方なんですけれども、この方とお話をする機会がございまして、川棚で取り組みをされているお話をいただきました。今取り組んでらっしゃるのが自閉症の啓発の関係で、非常に難しい問題で、直接介入もできないけれどもやはり社会の認知を深めていかなければならないということで、今は世界的に「世界自閉症啓発デー」という取り組みをやっているということです。大きなところだとパリのエッフェル塔とかをブルーで染め上げる一晩をつくるというようなことで、毎年4月2日だそうです。今年からは川棚でも手作りの灯籠みたいなランプを作って飾って一日啓発活動をしようということで、ランプを作ったりというような活動をされています。藤田さんが仰るには、県からの予算立てができたので対馬市等に出張して、子どもたちに教えに来ることができる、特に謝礼等もいりませんのでということです。それで対馬で子どもたちとそういう灯籠を作ったりして4月2日には街々や家々に飾っていただくと。もしくはどこかの場所をイベントという形でやっていただくことが一助になればというお申し出をいただいておりますのでご紹介申し上げます。</p>

	ます。4月まで時間がございますので何かしらの機会を捉えまして希望がありましたら働きかけをお願い出来ましたらと思ひましてご紹介させていただきました。
永留教育長	例えば対馬の中に自閉症の親の会とかそういう組織ができないとなかなか難しいかもしれませんね。対馬の中でも不登校にかかる親の会とかそういう組織づくりもやらないとなかなか対外的にも対応が難しいのかなと。
齋藤委員	そういう会は、子どもたちはもちろん、親もなかなか作りにくい、(自閉症は)自分の中に閉じこもってしまいますのでなかなか手を差し伸べにくい非常に難しい問題だと仰っていました。できるできないは別にして、そういった取り組みが今、世界的になされているということでしたのでご紹介だけでもしておきたいなということでした。
永留教育長	ありがとうございます。別件ではありませんでしょうか。
一宮委員	感想になりますけれど、教育振興大会は、私も一日参加しましたが、とてもいい大会でした。お疲れ様でした。
永留教育長	ほかにないようでしたら、本日の会議はこれで終了いたしますが、次回の会議日程の件で事務局からお願いします。
阿比留課長 補佐	11月29日に今回延期となりました総合教育会議と併せて厳原で開催したいと思ひます。総合教育会議が3時からとなりますので、1時半くらいに開催したいと思ひます。会場は市役所別館の会議室になる予定でございます。
永留教育長	後日事務局から改めて通知をいたします。 これで、本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。以上をもちまして、平成30年第9回対馬市教育委員会会議を閉会します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)